

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および株主重視の公正な経営システムを構築し維持していくことが重要な経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

当社は、機関投資家や海外の投資家比率が比較的低いためコスト等を勘案し、招集通知の英訳や議決権の電子行使を採用しておりませんが、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移等を踏まえつつ、今後においても検討してまいります。

【補充原則4-1】

当社は小規模であることから、最高経営責任者については、会社経営者としての知識、経験を有し判断力に優れた人材をグループ内より選任しております。当社は2017年4月から「第2の創業期」として業績の回復、新事業の成長に注力しており、組織体制の強化に取り組んでいるところであり、後継者候補の育成につきましては、今後の重要課題と認識しております。

【補充原則4-2】

経営陣の報酬については、執行役員規程に基づき毎年評価決定会議と定める取締役会にて、個別の報酬額を決定しております。現在は中長期的な業績と連動する報酬体系を定めていませんが、今後の中長期的な成長に対して貢献する意欲を高め後継者育成にもつながる報酬体系の要否を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員である取締役3名のうち2名が独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役が取締役会の3分の1以上を構成する体制にはなっていませんが、取締役(監査等委員を除く)6名のうち、社外取締役が2名おり、取締役会等で独立かつ客観的な立場から意見交換等を行う体制となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は現在、政策保有株式として上場株式を保有しておりませんが、取引先等との関係維持が企業価値を向上させ、当社の中長期的な事業戦略に必要な認められる場合に政策保有を行います。取締役会においては、その保有意義・合理性を、資金活用方法やリスクを多角的な観点で検討します。

なお、議決権行使に際しては、投資先企業の成長、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して判断します。

【補充原則1-4】

政策保有株主から当社株式売却申し出があった場合は、取引縮減の対応等売却を妨げるような対応はしない方針です。

【補充原則1-4】

政策保有株式との取引については、政策保有先企業の将来の見通しと当社の利益に資するかどうか等を定期的に検証します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引について、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、ならびにその取締役は定足数および決議数の算定にあたり、取締役の数に算入しない旨を取締役会規程に定めております。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、ステークホルダーと良好な関係を築き、企業価値を長期安定的に向上させていくためには、コンプライアンス体制、リスク管理体制、企業としての社会的責任の認識、そして適切な内部統制システムの維持・強化が重要であると認識しており、これを踏まえ環境、社会、統治問題への積極的かつ能動的な対応を行い、社会的責任を果たすことで、持続可能な社会の形成に貢献してまいります。

【補充原則2-3】

当社は、リスク管理の一環としてコンプライアンス担当部門で業務上のリスク発生の蓋然性を調査、把握するとともに必要に応じて関係者に対し注意喚起や勧告を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を導入しておりませんので年金運用の体制、運営に関する影響はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営ビジョン、中期経営計画等は、当社ホームページおよび決算資料等で開示します。

()本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方はコーポレートガバナンス報告書で開示します。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績、経営内容等を勘案し(監査等委員である取締役を除く)の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しています。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は設けておりません。ただし、社外取締役は、いずれも当社との人的関係、資本の関係、及び取引関係等その他利害関係が存在しないことを確認しています。また、社外取締役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知にて開示しています。

経営幹部の選任にあたっては、当社での業務に対する知識とその経験に基づいた実績を以て、従業員の指導支援を行える資質を持つ人物を執行役員規程に定めた手続きに則り選任しています。

経営幹部の解任にあたっては、業務執行に不正、背任を疑われる行為や職務遂行の成果が不十分等であった場合執行役員規程に定めた手続きに則り解任することとしております。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営幹部の選解任にあたっては、取締役会にて決定しております。

【補充原則3-1】

四半期毎の決算については、当社ホームページで決算資料を開示する他、インターネット上で決算説明会を実施しております。さらに、その様子を録画した動画をホームページで開示し、利用者が情報収集しやすい状態を提供して付加価値の高い内容となるよう努めております。

【補充原則4-1】

法令、定款および取締役会規程をはじめとする各規程にて定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、取締役会以下の会議体および各職位へ委任します。委任の範囲を明確にし、各業務分野における業務施行の機動性と専門性を確保します。

【補充原則4-3】

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と定められており、CEOやCOOといった役職の選定については、通常、当該定時株主総会終結後に開催される取締役会において協議の上、決定されます。

取締役会は、CEOがその役割を十分に果たしていない、あるいはその職を解職すべき事由が認められると判断した場合には、取締役会に上程し、取締役会において審議の上、決定いたします。

【補充原則4-3】

補充原則4-3 に記載のとおりとなります。

【補充原則4-3】

コンプライアンス担当部門、情報セキュリティ担当部門を設置し、監査・管理を行っています。結果については社長ならびに監査等委員会に報告し、問題や是正すべき課題が生じた場合には取締役会あるいは監査等委員会でも説明できることとしております。取締役会あるいは監査等委員会では、事象に対する対処ではなく、背景経緯の検証を行い、改善施策の実現に向けた支援を行っています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を以て率直な意見を述べることができる人物を選定しており、取締役会においては忌憚ない意見を述べるように配慮しています。

【補充原則4-10】

当社は任意の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役9名のうち3分の1超である4名が社外取締役で構成されております。社外取締役4名は、経営陣幹部の業務執行状況を、随時情報共有または各会議体における報告等により、監督および支援を行っており取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役(監査委員である者を除く)6名(うち社外取締役2名)と監査等委員3名(うち独立社外取締役2名)で構成されております。取締役(監査委員である者を除く)は、経営・人事管理の幅広い知識・経験を有している者が選任されております。

監査等委員である独立社外取締役は、税理士として専門的な知識、経営を有しております。もう1名は企業経営者としての経験、IT業界における経験を有しており、当社事業にまつわる業務への理解を踏まえて適切な意見を述べるができる者が選任されております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、必要に応じ、各取締役・監査役が個別に必要なとするトレーニングの機会の設定及び費用の支援を行う方針であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話(面談)の申込みに対し、代表取締役、経営陣及びIR担当者が面談の時間を確保し積極的に行っております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画の策定と公表に当たっては、事業戦略や収益計画の基本的な考え方について明記するとともに、今後はより具体的な理解を深めることができるよう、実績評価・分析や、それを踏まえての目標達成に向けた根拠、施策などの説明事項を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ブイキューブ	1,635,800	41.14
株式会社カイカ	480,000	12.07
日本トライスティ・サービス信託銀行株式会社	444,900	11.18
株式会社CCCT	312,000	7.84
細羽 強	132,700	3.33
MSIP CLIENT SECURITIES	115,500	2.90
株式会社チチカカ	92,400	2.32
株式会社ブイ・シー・エヌ	36,000	0.90
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	33,400	0.83
松井証券株式会社	32,900	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社ブイキューブ (上場:東京) (コード) 3681

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期更新	10 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社及びそのグループとの取引については、一般的市場取引と同等の条件にて行うことを基本方針とし、市場価格、原価率を勘案して当社見積もり価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣田 大介	税理士											
岩野 裕一	他の会社の出身者											
望月 真克	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣田 大介	○	○	——	税理士としての専門的知識、経験等を当社の経営に生かしていただけると判断いたしました。 (独立役員指定理由) 大株主ではありますが、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

岩野 裕一	○	○	——	経営の客観性の保持とコーポレートガバナンス充実のため選任しております。 (独立役員指定理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割をはたしていただけると判断し、独立役員として指定しております。
望月 真克	○	○	——	経営の客観性の保持とコーポレートガバナンス充実のため選任しております。 (独立役員指定理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割をはたしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、経理・財務等管理関連部門が監査体制の確保に努め、外部会計監査人と連携し、監査日程の取決めを行い、外部会計監査人が適切な監査を行えるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績に対する貢献を期待して導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績に対する貢献を期待し、当社と契約しているインストラクターも付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成30年1月1日から平成30年12月31日の報酬は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く) 24,897千円
 取締役(監査等委員) 4,689千円

当社は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

管理部門からは、スケジュール管理、業績、財務に関する資料の提供を、コンプライアンス部門からは内部統制の報告等を行っており、これらに対し、社外取締役からは助言や提案、適合性に関する発言を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査等委員会設置会社という経営形態を採用しており、監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の経営体制であります。

取締役会

取締役会は、取締役6名(監査等委員である者を除く。)と監査等委員である取締役3名の計9名で構成されております。定時取締役会は、月1回開催しており、監査等委員3名も出席し、取締役(監査等委員である者を除く。)の職務執行を監督しております。なお、重要案件が生じた場合には、随時臨時取締役会を開催しております。

経営会議

取締役、各部門長により、随時必要に応じて経営会議を開催しており経営の迅速化・競争力維持に努めております。また監査等委員も出席し取締役、各部門長の職務執行を監督しております。

内部統制会議

代表取締役、各部門長及び内部統制担当により必要に応じて随時内部統制会議を開催しており、業務の報告、改善事項等を検討し業務の適正化に努めております。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名は独立性の高い社外取締役となっております。監査等委員会は原則として、月1回開催しており、経営の基本方針並びに法令で定められた事項や経営に関する重要事項について監査を行うこととしております。

内部監査

当社は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化、迅速化、及び資産の保全に資することを目的としてコンプライアンス部門を中心に構成されたメンバーによる内部監査を実施しております。

会計監査人

会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、取締役会の監査機能をより強化するための体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	早期開催を目指すとともに、今回は開始時間を午後開催といたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在定期的な説明会の開催は実施しておりませんが、今後定期的な説明会の実施の有無について検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(https://www.istudy.co.jp)のIR欄に決算短信、決算説明会資料等のIR資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	小規模のため兼任となりますが、IR担当部門を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	法令遵守、リスク管理の対策を講じ、適正な会計処理、定期的な内部監査の実施、積極的な開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

<1> 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合を確保する体制

イ当社は、当社の企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。

ロ取締役ならびに使用人に法令・定款の遵守を徹底するために、社長直轄のもとコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに学習機会を定期的に設けて周知徹底を行っております。

ハ当社は定期的に実施する内部監査により業務状況を把握し、業務の実態が法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ合理的に行われているかを監査し、資産の保全に資することを目的として改善活動に努めております。

ニ当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。

ホ当社は、内部統制システムを適切に整備し、内部統制会議を開催するなど定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を構築しております。

<2> 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存を行います。文書の保管については文書管理規程、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録は取締役会規程、というように各規程に基づき定められた期間保存します。また必要に応じて取締役が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

<3> 損失の危険の管理規程その他の体制

当社は、当社の事業展開上様々な危険に対して対処すべく、社長を委員長とした、「リスクマネジメント委員会」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。また、「リスクマネジメント委員会」により、リスク管理に関する体制、方針及び施策等を総合的に検討し取締役会に答申を行っております。

<4> 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ取締役会は9名の取締役で構成され、取締役会付議・取締役会規則に則り会社の業務執行を決定しております。

ロ当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項や重要顧客案件の報告、相談を行い業務執行状況の掌握、監督を行います。また、取締役および各部門長による経営会議を必要に応じて開催し、執行計画の進捗管理等の推進を行っており、四半期に1回、全社員を招聘した報告会を開き、業績目標に対する進捗を共有しております。

<5> 会社並びに親会社及び親会社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ親会社等と当社及び親会社グループとの間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜、情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。

<6> 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行っております。

<7> 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

<8> 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
イ監査等委員は、取締役会、経営会議、四半期毎に実施する営業戦略会議に出席し、重要な報告を受けております。

ロ稟議案件の査閲、月次の財務データ等の閲覧により業務執行状況を掌握しております。

ハ取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査等委員に報告しております。

<9> その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。

ロ反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取組みを行っております。
- 2)相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしております。
- 3)反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の株主構成上、現時点では、買収に関する防衛策は、特に行っておりませんが、今後の資本施策の計画において検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

